

SCガイドライン（素案）

1. SCとは

（1）SC導入の背景

複雑化、多様化する社会の中であって、子供たちが抱える課題も、不登校、いじめ、暴力行為、虐待等、多様化している。子供たちの課題の解決に向け、生徒指導の一環として学校の教育相談体制の充実が求められており、多様な専門性と外部性を兼ね備えたSCの果たす役割に大きな期待が寄せられている。

（2）SC導入のねらい

SCは、学校の教育相談体制、生徒指導体制の中で、心理の専門家として、児童生徒、保護者、教職員に対し、心理に関する専門的見地からカウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション（専門家による助言・援助を含めた検討）等を行うことが求められる。また、児童生徒の問題行動等への対応のみならず、コミュニケーションの取り方やストレスマネジメント教育、教職員へのカウンセリングマインドに関する研修などにも積極的に活用することが重要である。

（3）SCの職務内容

①児童生徒へのカウンセリング

- ・相談室での相談活動
- ・休み時間等での声かけや日常的な場面での相談活動（個別の相談だけではなく、児童生徒が集まる場面での自然な関わりの中での観察を通して、児童生徒の理解・援助につなげる。）
- ・電話等による相談活動

②保護者に対するカウンセリング

- ・来校した保護者への相談活動
- ・電話等による相談活動
- ・保護者に対する研修会

③児童生徒に関するアセスメント

- ・児童生徒の抱える心理的課題及び健康面における発達課題に関して、心理テスト、面接及び授業観察等により見立て、学校に対して適切な配慮や支援方法について助言・援助
- ※発達に関する検査を実施する際には、児童生徒本人及びその保護者の了解が必要となることや診断はできないことに留意する。

④児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に資する全ての児童生徒を対象とした教育プログラムの実施

※事件・事故の発生後等の緊急時には、全ての児童生徒を対象として、講話等を行うこともある。

⑤いじめ防止などの問題行動等への対応について

・いじめ防止に積極的に関わるとともに、いじめをした児童生徒とその対象となった児童生徒に対して面談を行うなど、いじめの解消や再発防止を支援

・いじめ防止対策推進法第22条における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」一員として、同法に基づく対応を支援

・不登校の児童生徒に対するカウンセリングとコンサルテーションの実施

⑤教職員に対するコンサルテーション

・児童生徒への個別対応に関する助言・援助

・ケース会議での助言・援助

※教職員に対する助言はSCにとって非常に重要な仕事である。そのため、SCは積極的に教職員との人間関係を築き、情報交換を行うよう心掛ける。

⑥教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施

※ケース会議

事例検討会やケースカンファレンスともいわれ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法。ただし、事例の状況報告だけでは効果のあるものにならない。

※アセスメント（見立て）

解決すべき問題や課題のある事例（事象）の家族や地域、関係者などの情報から、なぜそのような状態に至ったのかを探ること。

※プランニング（手立て）

アセスメントに基づいて、ケースに応じた目標と計画を立てること。目標には、長期目標と短期目標があり、長期目標においては長期的な視点に立って、子供のより望ましい状況を設定することになる。短期目標においては、長期目標を踏まえ、すぐにでも具体的に取り組めるような目標を設定することになる。短期目標は、プラン実行のイメージが具体的に持てること、その達成に向けて、一つ一つの内容とそれぞれの役割分担を具体的に決めていくことが大切である。

（４）SSWとの連携

ＳＣは学校において児童生徒や保護者の心のケアや児童生徒の健康面における発達課題の支援を、ＳＳＷは関係機関との連携や家庭訪問等による保護者への支援を主な活動としているが、それぞれの活動領域だけで集められる情報には限りがある。そのため、支援が必要となる個々の児童生徒に対して課題に応じた的確な対応を行うには、ケース会議等により、それぞれの活動領域以外の情報を共有することが必要となる。

さらに、ＳＣとＳＳＷが情報を共有し、連携した対応を円滑に行うためには、学校組織として両者が持つ児童生徒に関わる様々な情報を整理統合し、それぞれの専門性に応じた活動がなされるようプランニングし、支援の対象となる児童生徒及びその保護者の実態や変容を把握するよう努めることが重要である。

(5) ＳＣの配置形態

ＳＣは、学校や地域の状況等を考慮して、効果的な支援ができる形態を選択して配置する。配置形態の例としては以下のものがある。また、勤務時間についても、各学校で一律に定めるのではなく、例えば、小学校と中学校では差を設けたり、より困難を抱える学校（地域）には勤務時間を長くしたりするなど、学校や地域単位で勤務時間を考え、学校や地域の実情に応じて柔軟に設定することが望ましい。

①単独校方式：ＳＣが配置された学校のみを担当するもの。

②拠点校方式：（小小連携）小学校を拠点校とし、当該小学校と同一中学校区内の他の小学校を対象校として併せて担当するもの。

（小中連携）中学校を拠点校とし、当該中学校区内の小学校を対象校として併せて担当するもの。

③巡回方式：教育委員会（教育事務所、教育センター）等に配置し、学校を巡回するもの。

2. ＳＣの効果的な活用のために

(1) 教育委員会における支援体制

① ＳＣの役割等の周知、外部機関との連携

ＳＣの専門性をいかすためには、教育委員会、学校、関係機関等にＳＣの役割などについて周知していくことが必要である。

そのため、ＳＣの活用方法等について、教育委員会は、「活動方針等に関する指針」（ビジョン）を策定し、公表することが有効である。また、首長部局及び関係機関との連携協力体制を構築し、関係機関にケース会議への参加協力を依頼するなど学校と学校外の機関等の連携協力体制づくりを支援していくことも重要である。

② スーパービジョン体制の整備

スーパービジョンは、心理職であるＳＣには特に必要である。教育委員会は、質の向上のための研修の実施やスーパーバイザーの配置等によりスーパービジョン体制を整えるこ

とが有効である。スーパーバイザーには、学校において、見立てと手立てに関して指導ができ、広く教育現場と心理に関して専門的知識と経験を有している者を充てることが望ましい。

③連絡協議会の開催

教育委員会は、ＳＣの効果的な活用を促進するため、関係者を参集し、作成したビジョンを示すとともに、ＳＣの活用、ＳＣの支援方法等について、研究協議や情報交換を行う連絡協議会を開催することが重要である。

(2) 学校における体制づくり

①教職員全体の共通理解

児童生徒の問題行動等への対応及びその解決は、児童生徒の指導の責任を担う学校が組織的に行うものである。児童生徒への対応をＳＣに任せきりにしては、学校がその役割を十分に果たしていないことになる。そのため、教育委員会において策定されたビジョンを基に、ＳＣの配置のねらいや専門性、役割等について全ての教職員が理解し、学校長のリーダーシップの下、教育相談部及び学年の教員が組織的に児童生徒への指導に当たる際に、ＳＣを組織の一員として効果的に活用することが重要である。

②管理職との連携

管理職は、学校としてのＳＣとの協働ビジョンを作成し、学校の目指す方向や学校が抱える課題を明確にすることが必要である。

③生徒指導主事との連携

生徒指導主事はＳＣと校内の教育相談・生徒指導体制の充実を図るための協議や情報交換を行う機会を定期的に設定する。

④養護教諭との連携

養護教諭は、担任とは異なる視点から児童生徒に関する情報を得ていることが考えられるため、養護教諭とＳＣの連携を深め、必要な情報が共有できるようにする。

⑤教職員（担任等）との連携

個別相談を行ったＳＣと児童生徒の担任や関係教員と情報交換が行えるようにする。また、教員とＳＣが関わる場を意図的に設定することにより、各教員との日常的な連携が図れるようにする。

⑥教育相談コーディネーター役となる教員の位置付けと役割

校内教育相談に関わる全体及び個別計画全般の立案及び進行管理、研修計画の立案及び実施、相談室の整備及び運営、ＳＣとの連絡・調整等を担う教育相談担当者を明確にする。これらを複数の教員が分担して行う場合には、定期的な連絡会を実施するなど、担当者相互の共通理解が図られるようにする。

⑦校内体制への位置付け

ＳＣを校務の分掌組織に明確に位置付け、事後対応だけでなく、予防的な対応のためにも、校内の生徒指導に関わる会議（生徒指導委員会、いじめ・不登校対策委員会等）を定期的で開催して出席を要請し、助言及び援助を受けられる体制をつくり、組織的な対応が図れるようにする。

⑧活動環境の整備

a 教育相談室の設置

児童生徒がＳＣに安心して相談ができるようにするために、相談活動を行うための特定の場所（教育相談室）を確保する。また、ＳＣと教職員との信頼関係の構築を図るため、コミュニケーションを図りやすくなるよう職員室にも席を設けることが重要である。

b 教育相談室の環境整備

教育相談室は、相談する児童生徒等の秘密が確保できるようにすること。外部から直接相談する姿が見えないようにすること、相談中に第三者が入ってこないようにすること、壁の色など物質的な環境も含めて安心できる温かい雰囲気が感じられるようにすることなど、来談者の心情に十分配慮する。また、児童生徒が相談しやすくなるよう全校集会等でＳＣを紹介するなど、相談しやすい環境づくりが必要である。

⑨保護者、地域への周知

学校便り、ホームページ、ＳＣ便り等により、ＳＣの活動の様子を保護者や地域に周知するとともに、保護者会やＰＴＡ総会などの場を利用してＳＣを紹介し、その役割や仕事の内容を説明することが重要である。

3. ＳＣの業務遂行に当たって配慮すべき事項

(1) 守秘義務について

地方公務員法は、特別職の地方公務員に適用されないことから、ＳＣの雇用に際しては、守秘に関する誓約書を徴するなどして、守秘義務を負わせる必要がある。ただし、ＳＣの業務上知り得た秘密は、学校全体で管理することが基本となるため、学校が指導のために必要となる内容は、ＳＣから学校に報告させる体制を整備する。

(2) 情報共有について

各学校において、相談活動記録を作成するとともに、相談内容等の共有化を図るようにする。SCは個人情報扱うことが多いことから、その取扱いについては十分に注意する。

(3) 家庭訪問の方法について

SCの業務は、学校内におけるカウンセリング等を基本としていることから、家庭訪問は原則として実施しない。ただし、児童生徒の指導上、学校長が必要であると認め、かつ保護者の了解が得られる場合には、担任等が同行する前提で、SCに家庭訪問を実施させることができる。

(4) 学校種間の連携について

児童生徒の育ちを継続して支援していくためには、学校種間で情報を共有し、児童生徒への理解を深めるとともに、有効な支援を引き継ぎ、更に発展させる必要がある。また、集団の育成という視点から小学校間の連携も求められる。そのためには、同一のSCを異なる学校や学校種に配置することも有効である。

(5) 関係機関との連携について

児童生徒の支援に当たって、関係機関との連携が必要になる場合がある。そのため、地域の関係機関や人材を十分に把握し、各機関と日頃から連携を図るなどしてネットワークを構築しておくことが重要である。その際には、関係機関の専門性・役割をしっかりと理解することが必要である。

(6) 緊急支援が必要な場合の対応について

教育委員会は、児童生徒を取り巻く事件等により、児童生徒の不安が高まったり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）が起こったり、また、起こることが予想される場合に、SCが緊急支援に入る手続等を定めておく必要がある。さらに、事案によっては、緊急支援の対象となる学校に配置されているSCを支援する形で、地域の心理専門家チームが入る必要があることについても検討し、準備しておく必要がある。

(7) 研修の在り方について

SCは、様々な事案に対して的確に対応していくために、常にその資質・能力の向上を目指す必要がある。そのため、教育委員会は研修会を計画的・組織的に実施する。なお、教育相談体制を円滑に機能させるために、SC、SSW、教職員など関係者を一堂に会したケース会議なども有効である。